

第5章 住民の避難

1. 避難の指示の通知・伝達等

市長は、知事が避難の指示を迅速かつ的確に行えるよう、事態の状況を踏まえ、被災情報や現場における事態に関する情報、避難住民数、避難誘導の能力等の状況について、収集した情報を迅速に県に提供する。また、市長は、知事による避難の指示が行われた場合、警報の内容の伝達に準じて、その内容を、住民及び関係ある公私の団体に対して迅速に伝達する。

2. 避難実施要領の策定

(1) 避難実施要領の策定

市長は、避難の指示の通知を受けた場合、直ちに、あらかじめ策定した避難実施要領のパターンを参考に、迅速に避難実施要領を策定する。

(2) 避難実施要領の内容の伝達等

市長は、避難実施要領を策定後、直ちに、その内容を住民及び関係のある公私の団体、市の他の執行機関等に伝達する。

3. 避難住民の誘導

(1) 市長による避難住民の誘導

①市長は、避難実施要領をふまえ、市職員並びに消防長及び消防団長を指揮し、避難住民及び誘導する職員等の安全の確保に十分配慮のうえ、避難住民を誘導するものとし、その際、避難実施要領の内容に沿って、自治会、学校、事業所等を単位として誘導を行う。ただし、緊急の場合にはこの限りではない。

②市長は、避難実施要領に沿って、避難経路の要所に職員を配置し、各種の連絡調整に当たらせるとともに、行政機関の車両や案内板を配置して、誘導の円滑化を図る。

③夜間では、避難誘導員が、避難経路の要所において、夜間照明（投光器具、車のヘッドライト等）を配備するなど、住民の不安軽減のため必要な措置を講ずる。

(2) 消防機関の活動

消防本部及び消防署は、市長の定める避難実施要領に基づき、保有する装備を有効活用した避難住民の誘導を行う。また、消防団は、地域とのつながりを活かした活動を行う。

(3)避難誘導を行う関係機関との連携

市長は、避難実施要領の内容を踏まえ、市職員及び消防機関のみでは十分な対応が困難であると認めるときは、警察官又は自衛官による避難住民の誘導を要請する。

(4)自主防災組織等に対する協力の要請

市長は、避難住民の誘導に当たっては、自主防災組織や自治会長等の地域においてリーダーとなる住民に対して、避難住民の誘導に必要な援助について、協力を要請する。

(5)誘導時における食品の給与等の実施や情報の提供

市長は、避難住民の誘導に際しては、県と連携して、食品の給与、飲料水の供給、医療の提供その他の便宜を図る。また、避難住民に対して、必要な情報を適時適切に提供する。

(6)高齢者、障害者、乳幼児等への配慮

①市長は、高齢者、障害者等の避難を万全に行うため、災害時要援護者の支援班を設置し、社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障害者団体等と協力して、災害時要援護者への連絡、運送手段の確保を的確に行う。

②市長は、三木市民病院、福祉施設、保育所等において、拡声装置等による警報、避難方法等の伝達、職員による引率、保護者への連絡及び引渡し、避難の誘導等の措置のほか、自ら避難することが困難な者に対して、車いすや担架による移動の補助、車両による搬送など、できる限りの措置を講ずるよう努める。

③市長は、市内の福祉施設等との連携を強化し、当該施設が所有する介護車両の台数等について把握し、介護車両の利用協力体制を確立し、災害時における要介護者搬送車両及び運転者の確保に努める。

(7)残留者等への対応

避難の指示に従わずに要避難地域にとどまる者に対しては、事態の状況等に関する情報に基づき丁寧な説明を行い残留者の説得に努め、避難に伴う混雑等により危険な事態が発生する場合は、必要な警告や指示を行う。

(8)避難所等における安全確保等

市は、県警察が行う被災地、避難所等における犯罪の予防のための活動に必要な協力を行い、県警察と協力して住民等からの相談に対応するなど、住民等の不安の軽減に努める。

(9)動物の保護等に関する配慮

市は、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について」の通知を踏まえ、所要の措置を講ずるよう努める。

(10) 通行禁止措置の周知

道路管理者たる市は、道路の通行禁止等の措置を行ったときは、県警察と協力して、直ちに、住民等に周知徹底を図るよう努める。

(11) 県に対する要請等

市長は、避難住民の誘導に際して食料、飲料水、医療等が不足する場合には、知事に対して、必要な支援の要請を行う。

(12) 避難住民の運送の求め等

①市長は、避難住民の運送が必要な場合において、県との調整により、運送事業者である指定公共機関等に対して、避難住民の運送を求めらる。

②原則として、市域内の運送の場合は、市が、運送業者である指定公共機関等に対して運送を求め、市域を越える運送の場合は、県からの運送を求めるものとする。

③市長は、運送事業者である指定公共機関等が、正当な理由なく運送の求めに応じないと認めるときは、指定公共機関では県を通じて国の対策本部長に、指定地方公共機関では県対策本部長に、その旨を通知する。

(13) 避難住民の復帰のための措置

市長は、避難の指示が解除された時は、避難住民の復帰に関する要領を作成し、避難住民を復帰させるため必要な措置を講じる。